

京都労働局登録省令公示第1号

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	特定非営利活動法人京都府建設技能教習センター
登録教習機関の住所	京都市南区西九条豊田町3番地
代表者職氏名	理事長 吉岡 徹
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定非営利活動法人京都府建設技能教習センター 京都市南区西九条豊田町3番地
行うことができる技能講習	足場の組立て等作業主任者技能講習 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
登録年月日	平成17年5月19日 (足場の組立て等作業主任者技能講習) 平成17年7月14日 (木造建築物の組立て等作業主任者技能講習)
登録の有効期間の満了日	令和12年5月18日
登録番号	京第32号

令和7年5月1日

京 都 労 働 局 長



※ 京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第8条第3項の規定に基づき、その印影を印刷としています。